

# 「福井市プレミアム付商品券」取扱要項

## 1. 趣旨

消費税・地方消費税10%への引き上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、福井市における消費を喚起・下支えすることを目的として、福井市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」とする。）が実施するプレミアム付商品券発行事業において、商品券の適正な取扱いを図るために必要な事項を定める。

## 2. 商品券概要

- (1) 名 称 福井市プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 福井市プレミアム付商品券発行事業実行委員会
- (3) 発 行 額 13億7,500万円（プレミアム率25%）
- (4) 発 行 数 27万5,000セット（1セット 額面1,000円×5枚）
- (5) 販売価格 1セット5,000円分を4,000円で販売
- (6) 購入限度 1人20,000円（5セット） 分割購入可
  - ※（9）②の場合は、対象となる子の人数分購入可能
- (7) 販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）
- (8) 利用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (9) 購入対象者 ①令和元年度市民税非課税者（市民税課税者と生計を同一にする配偶者・扶養親族及び生活保護被保護者等を除く）  
②平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

## 3. 取扱店の申込方法

- (1) 申込方法 「福井市プレミアム付商品券取扱店参加申込書」に必要事項を記入し、商品券換金口座に指定する通帳のコピーなど口座が確認できるものを添付の上、下記申込先へ郵送、ファックス又は直接提出すること。
- (2) 申 込 先 福井市プレミアム付商品券発行事業実行委員会事務局（商工振興課内）  
〒910-8511 福井市大手3丁目10-1  
TEL 0776-20-5325 FAX 0776-20-5323
- (3) 申込期限 令和元年8月16日（金）必着  
※上記期間内に申込をした取扱店は、「取扱店一覧」に掲載する。「取扱店一覧」は商品券販売時に購入者に対し配布する。期限後に申込をした取扱店は、「福井市プレミアム付商品券」専用ホームページ上の「取扱店一覧」に追加掲載する。
- (4) 注意事項 市内に多店舗・支店を有する事業所は店舗ごとに登録が必要。

## 4. 応募資格・条件

- (1) 福井市内において小売・飲食・サービス業等を営み、かつ店舗を有する事業所。
- (2) 次に規定する事業所は対象外とする。
  - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
  - ②風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
  - ③法令又は公序良俗に反するもの。

## 5. 取扱店登録料・換金手数料

無料

## 6. 商品券の使用対象外

- (1) 出資や債務の支払（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- (2) 不動産及び金融商品に係る支払
- (3) 切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
- (4) たばこ
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品の購入、買掛金、未払金の支払
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 商品券の交換又は売買
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) 施設利用及び交通機関利用に係る回数券及び定期券
- (10) その他、消費税引き上げ直後6か月以内の消費に確実につなげるという本事業の趣旨にそぐわないもの

## 7. 取扱店における対応

- (1) 実行委員会が配付する商品券取扱店ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券を受け取る前に問題がないか確認すること。偽造等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会に連絡すること。
- (3) 多額の商品券を一度に使用するといった、商品券の第三者への譲渡等が疑われる場合は、その事実を速やかに実行委員会事務局に連絡すること。
- (4) 使用された商品券には、必ず裏面に取扱店印又は署名の記載を行うこと。

## 8. 取扱店注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守すること。実行委員会は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反す行為をしてはならない。
- (3) 商品券使用に対するつり銭は出さないこと。
- (4) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券を受け取らないこと。
- (5) 換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- (6) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (7) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (8) 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払に使用してはならない。

## 9. 商品券の換金

- (1) 換金可能な金融機関は以下に記載する金融機関のみとし、取扱店舗は事前に申請した（「取扱店証」に記載された）支店のみで換金対応する。

【金融機関】 福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、越前信用金庫、北國銀行、みずほ銀行、三井住友銀行

- (2) 商品券の換金を受けようとする取扱店は以下のものを金融機関に提出する。

- ①商品券（必ず裏面に取扱店印または署名の記載を行うこと）
  - ②商品券換金取次依頼書
  - ③取扱店証
- (3) 換金取次依頼書は事務局から配付したのものを使用し、換金取次依頼書への記入を誤った場合、その箇所を2重線で消して訂正すること。ただし、換金額の記入を誤った場合、取扱店の金融機関届出印を訂正箇所に押印すること。
- (4) 換金期間は、令和元年10月1日（火）～令和2年4月30日（木）とする。  
この期間を過ぎたものはいかなる理由があろうとも換金に応じない。
- (5) 換金手続きから支払までの期間は次のとおりとし、変更は行わない。
- ①当月15日までに金融機関へ持込み⇒翌月5日支払
  - ②当月月末までに金融機関へ持込み⇒翌月20日支払
- ※締日・支払日が土日祝日と重なる場合は下記のとおりとする。  
締日・・・前営業日 / 支払日・・・翌営業日
- ※入金支払日の午後3時までに行うものとする。

## 10. 商品券のデザイン

下記デザイン、併せて取扱店用ステッカー等郵送の際に同封してある商品券の見本をご確認のうえ、真正の福井市プレミアム付商品券かどうか店頭でのご確認にご協力をお願いします。

《表面》



《裏面》

### (お客様への注意事項)

- 「福井市プレミアム付商品券」は有効期限(2020年3月31日)を過ぎますとご利用頂けませんのでご注意ください。
- 「福井市プレミアム付商品券」は現金とのお引き替え、および他のギフト券・他の券種・新券との交換はできません。また、つり銭はお出しできません。払戻しもいたしません。
- 「福井市プレミアム付商品券」はお店によりご利用できないサービス・商品がございます。ご利用に際してはあらかじめお店の方にご確認ください。
- 「福井市プレミアム付商品券」は一度に大量使用する場合、住所・氏名等をお聞きする場合があります。
- 「福井市プレミアム付商品券」は機械処理をしますので折らないでください。
- 「福井市プレミアム付商品券」の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行団体はその責を負いません。

取扱店(記入欄)※店名を押印してください

見本

#### 【お問合せ】

福井市プレミアム付商品券発行事業実行委員会  
〒910-8511 福井市大手 3-10-1  
TEL 0776-20-5325 FAX 0776-20-5323  
mail: syoukou@city.fukui.lg.jp

※偽造防止加工として、桜の透かしが入っております（見本をご確認ください）。

## 9. 福井銀行を換金金融機関に指定いただいている取扱店の方へ

福井銀行では、県内各市町の取扱店からの大量のプレミアム付商品券の持ち込みが想定されるため、福井銀行への商品券と換金取次依頼書の持込については、下記の扱いをお願いいたします。

- (1) 1回の持込が大量になる場合（目安：1,000枚単位）は、持込窓口事前に連絡をお願いします。
- (2) 大量に持ち込む場合は、箱詰めではなく、紙袋等に入れてお持込みください。その際、換金取次依頼書は紙袋内に封入願います。  
※複数の紙袋になってもかまいません。
- (3) どうしても箱詰めになる場合は、下記、福井銀行ビジネスセンターまで直接お送りいただきますようお願いいたします。換金取次依頼書は箱内に封入願います。

〒918-8686 福井市今市町6-6

福井銀行事務企画グループ ビジネスセンター

プレミアム付商品券 担当

※店舗控え分の換金取次依頼書は、後日福井銀行より返送いたします。

### 【お問合せ】

福井市プレミアム付商品券発行业実行委員会  
事務局(福井市役所 商工振興課内)

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1

TEL 0776-20-5325 FAX 0776-20-5323

mail:syoukou@fukui.city.lg.jp